

厚生発 0109 第 1 号
6 輸国 第 3379 号
令和 7 年 1 月 9 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

我が国から欧州連合 (EU)、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに輸出される混合食品の公的証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 EU-C1「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、EU が、輸出混合食品に含まれる動物性加工済原料のうち、養蜂製品についても EU の衛生要件に適合した認定施設で製造されることとする規則改正を行ったことから、別紙 EU-C1 について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 EU の衛生要件に適合した認定施設で製造される動物性加工済原料の対象として養蜂製品を含むことに伴い、輸入養蜂製品を取り扱う施設の認定手続を定める改正
- 2 その他所要の改正